

# 大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針

平成 30 年（2018 年）7 月

大分市

大分市教育委員会



# 目 次

第1章 方針の策定に当たって	
1 方針策定の趣旨	・・・1
2 方針の位置づけ	・・・2
第2章 本市の幼児教育・保育を取り巻く現状	
1 乳幼児人口の推移	・・・3
2 女性の子育てと労働の両立環境の状況	・・・5
3 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設数の推移	・・・7
4 乳幼児（0～5歳児）全体に占める幼児教育・保育施設の利用状況	・・・8
5 幼児（3～5歳児）の就園状況	・・・9
6 幼稚園の入園状況	・・・10
7 保育所等の入所状況	・・・11
第3章 市立幼稚園と市立保育所の現状	
1 市立幼稚園と市立保育所の施設数と園児・入所児童数の推移	・・・13
2 市立幼稚園の運営費等の状況	・・・17
第4章 市立幼稚園と市立保育所の役割	
1 これまでの取り組み	・・・18
2 公的施設（市立幼稚園・保育所）の今後の役割	・・・20
第5章 市立幼稚園と市立保育所の将来構想の方針	
1 市立幼稚園と市立保育所の再編の方針	・・・22
2 望ましい集団活動ができる規模	・・・25
3 市立幼稚園の整理統合の方針	・・・29
用語解説	・・・31
資料	・・・32

# 第1章 方針の策定に当たって

## 1 方針策定の趣旨

幼児期は、さまざまな体験を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期です。幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の幼児教育・保育施設では、子どもたちに生活や遊びといった体験活動を通して、人としての心情、意欲、態度を育み、基本的な生活習慣を身に付けさせるために、それぞれの施設が工夫を凝らした保育を行っています。

こうした中、本市では、女性の就業率の増加に伴い、市立保育所をはじめ、私立保育園や私立認定こども園等の利用者数は増加する中、私立幼稚園の園児数は横ばいで推移していますが、一方で、市立幼稚園の園児数は減少傾向が続いており、集団の小規模化による教育的効果に課題が生じています。

また、市立幼稚園、市立保育所ともに建築後30年を超える施設が全体の約7割を占め、施設の老朽化に伴い、今後、大規模改修や改築等が必要となってきます。

このため、市立幼稚園及び保育所の役割や機能について検討を行い、公的施設の規模、配置、運営の在り方などを中長期的な視点から幼稚園と保育所を一体的に捉えて見直し、今後の少子化や社会の変化、市民の多様な保育ニーズに対応する取り組みが求められています。

本方針は、幼児期の教育・保育を取り巻く様々な課題や国の制度改正を考慮しつつ、「大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会」における検討結果を踏まえ、これからの市立幼稚園及び保育所の方向性を示し、すべての子どもに良質な教育・保育を提供するための指針として策定します。

## 2 方針の位置づけ

「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」は、本市の市政運営の基本方針となる「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」の個別計画である「大分市教育ビジョン2017」との整合性を図りながら策定する新たな「大分市幼児教育・保育振興計画」の基本方針5「市立施設と私立施設の連携推進と振興」の推進を図るため、市立幼稚園及び保育所の今後の在り方の方針を示したものです。

大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024 (2016(H28)～2024年度)

〈都市像〉 笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市

基本的な政策

1. 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり (市民福祉の向上)
2. **豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり (教育・文化の振興)**
3. 安全・安心を身近に実感できるまちづくり (防災安全の確保)
4. にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり (産業の振興)
5. 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり (都市基盤の形成)
6. 自然と共生するうるおい豊かなまちづくり (環境の保全)

基本施策

- 1 豊かな人間性の創造
  - 2 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
  - 3 スポーツの振興
  - 4 国際化の推進
- ① 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
    - ① 生きる力をはぐくむ教育活動の展開
    - ② 学校の創意工夫による教育の充実
    - ③ 個に応じた教育活動の充実
    - ④ **幼児教育の充実 (※)**
  - ② 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
  - ③ 社会教育の推進と生涯学習の振興

大分市教育ビジョン2017 (2017(H29)～2024年度)

基本理念：豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

〈目指す人間像〉

- ・夢や希望を持ち「生きる力」をはぐくむたくましい子ども
- ・郷土に誇りを持ち 生涯を通じて 自ら学び生きがいをはぐくむ 心豊かな大分市民

6つの基本方針と22の重点施策

- 基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- ・重点施策1 生きる力をはぐくむ教育活動の推進
  - ・重点施策2 学校の創意工夫による教育の充実
  - ・重点施策3 個に応じた教育活動の充実
  - ・重点施策4 **幼児教育の充実 (※)**
- 基本方針2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興
- 基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
- 基本方針5 スポーツの振興
- 基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進

大分市教育大綱 (2016(H28)～2019(H31)年度)

基本理念：豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

5つの基本方針

- 基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 基本方針2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実
- 基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興
- 基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信
- 基本方針5 スポーツの振興

※幼児教育の充実 (大分市教育ビジョン2017 抜粋)

- 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、主体的な学びを促し、生きる力の基礎をはぐくみます。
- 小学校教育への円滑な接続を図るため、幼保小の連携を推進します。
- 預かり保育や子育て相談など、地域における子育て支援の充実に努めます。

整合・連携

(仮称) 大分市幼児教育・保育振興計画 (2019(H31)～2028年度)

基本理念

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

〈めざす子ども像〉

笑顔がやく たくましい 大分っ子  
～いきいき のびのび すくすく～

- 基本方針1 乳幼児期の教育・保育の充実
- ・重点施策、具体的な取組み
- 基本方針2 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進
- ・重点施策、具体的な取組み
- 基本方針3 家庭や社会と連携・協働した幼児教育・保育の充実
- ・重点施策、具体的な取組み
- 基本方針4 幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上
- ・重点施策、具体的な取組み
- 基本方針5 市立施設と私立施設の連携推進と振興
- ・重点施策、具体的な取組み

大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針

1. 幼児教育・保育を取り巻く現状
2. 市立幼稚園と市立保育所の現状
3. 市立幼稚園と市立保育所の役割
4. 市立幼稚園と市立保育所の将来構想の方針

## 第2章 本市の幼児教育・保育を取り巻く現状

### 1 乳幼児人口の推移

#### (1) 国勢調査にみる本市の乳幼児（0～5歳児）人口の推移

国勢調査の結果によると、昭和55年から平成7年まで減少を続けていた本市の乳幼児数は、平成12年に微増したものの、その後、再び減少に転じており、昭和55年と平成27年とを比較すると、全体で32.8ポイント、12,522人減少しています。

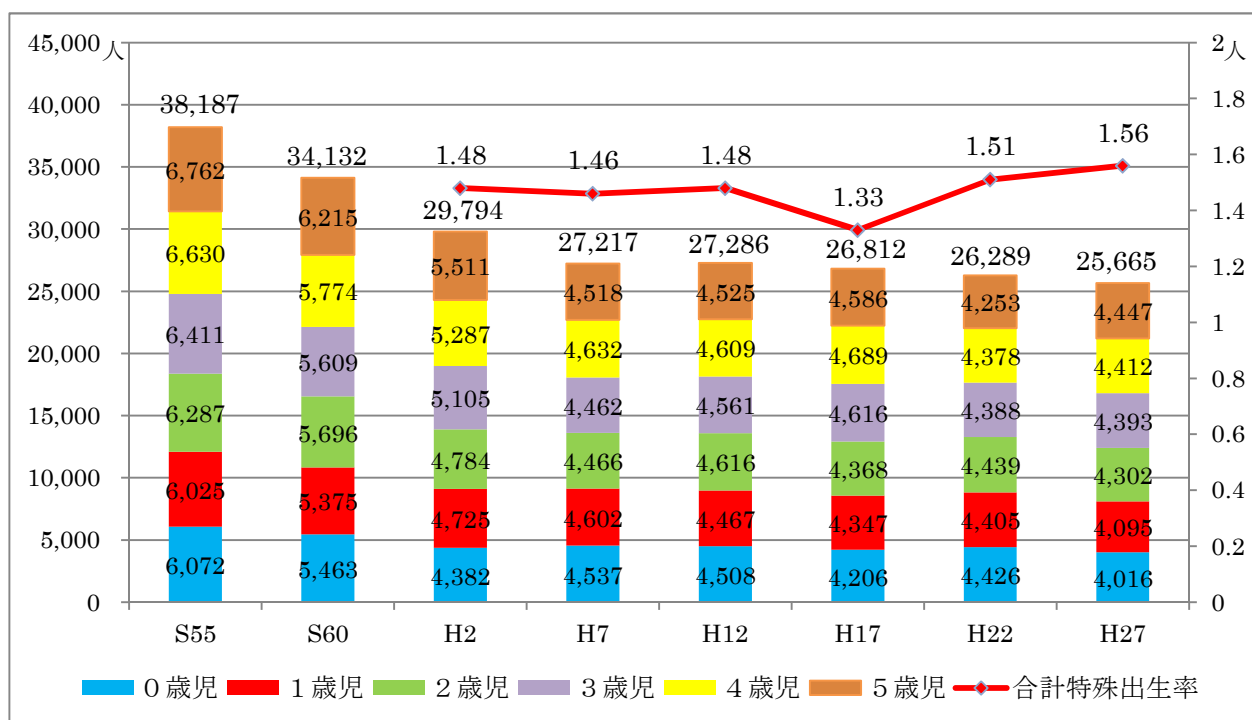
本市の合計特殊出生率は平成17年の1.33を底に平成27年には1.56となっており、全国の1.45と比較すると0.11ポイント高くなっているものの、人口置換水準である2.07には及ばない状況であり、少子化の一層の進行が懸念されます。

#### 乳幼児0～5歳児人口の推移

(各年10月1日現在 単位:人)

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
0歳児	6,072	5,463	4,382	4,537	4,508	4,206	4,426	4,016
1歳児	6,025	5,375	4,725	4,602	4,467	4,347	4,405	4,095
2歳児	6,287	5,696	4,784	4,466	4,616	4,368	4,439	4,302
3歳児	6,411	5,609	5,105	4,462	4,561	4,616	4,388	4,393
4歳児	6,630	5,774	5,287	4,632	4,609	4,689	4,378	4,412
5歳児	6,762	6,215	5,511	4,518	4,525	4,586	4,253	4,447
合計	38,187	34,132	29,794	27,217	27,286	26,812	26,289	25,665
合計特殊出生率	-	-	1.48	1.46	1.48	1.33	1.51	1.56

出典：S55～H7国勢調査結果（総務省統計局）、大分市の福祉と保健



## (2) 最近10年間の乳幼児（0～5歳児）人口の推移

平成21年から平成24年までの4年間の乳幼児数は、微増減を繰り返しながら、27,000人前後で推移していますが、これ以降は一貫して減少しています。

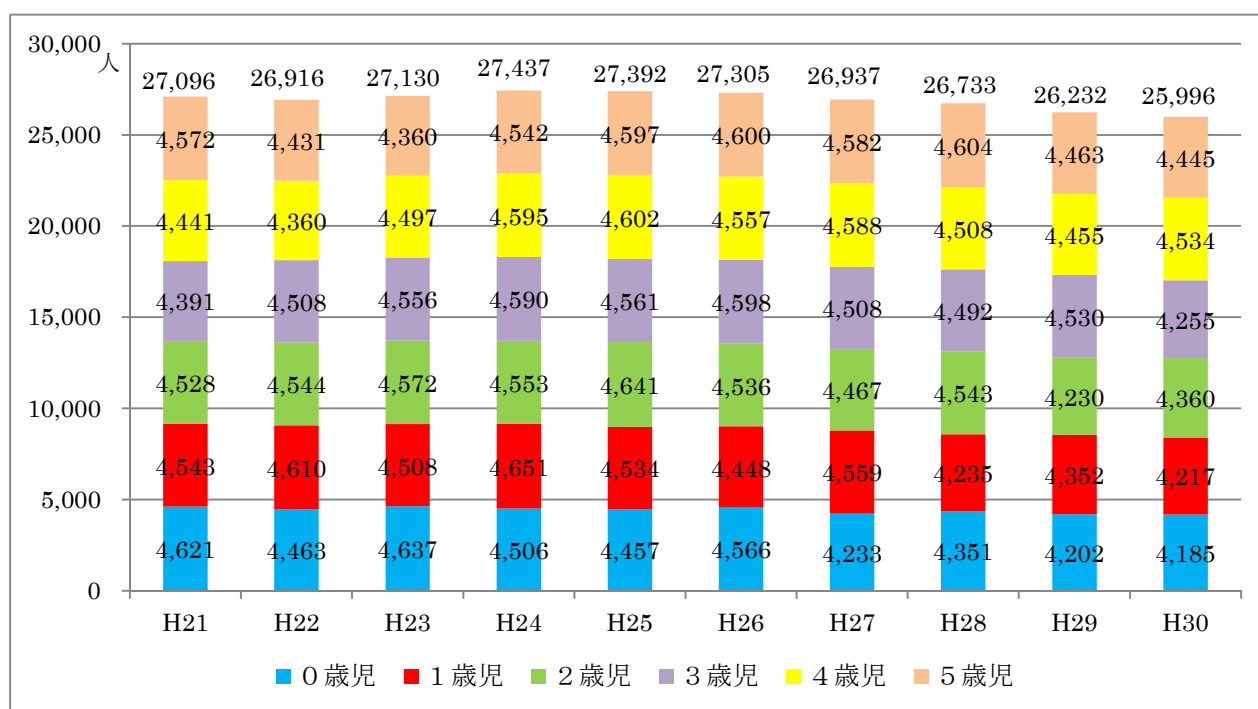
平成21年と平成30年の乳幼児総数を比較すると、4.2ポイント、1,100人減少しています。

### 最近10年間の乳幼児（0～5歳児）人口の推移

(各年5月1日現在 単位:人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0歳児	4,621	4,463	4,637	4,506	4,457	4,566	4,233	4,351	4,202	4,185
1歳児	4,543	4,610	4,508	4,651	4,534	4,448	4,559	4,235	4,352	4,217
2歳児	4,528	4,544	4,572	4,553	4,641	4,536	4,467	4,543	4,230	4,360
3歳児	4,391	4,508	4,556	4,590	4,561	4,598	4,508	4,492	4,530	4,255
4歳児	4,441	4,360	4,497	4,595	4,602	4,557	4,588	4,508	4,455	4,534
5歳児	4,572	4,431	4,360	4,542	4,597	4,600	4,582	4,604	4,463	4,445
合計	27,096	26,916	27,130	27,437	27,392	27,305	26,937	26,733	26,232	25,996

出典：学校基本調査（学校教育課）



## 2 女性の子育てと労働の両立環境の状況

### (1) 育児休業制度の利用状況

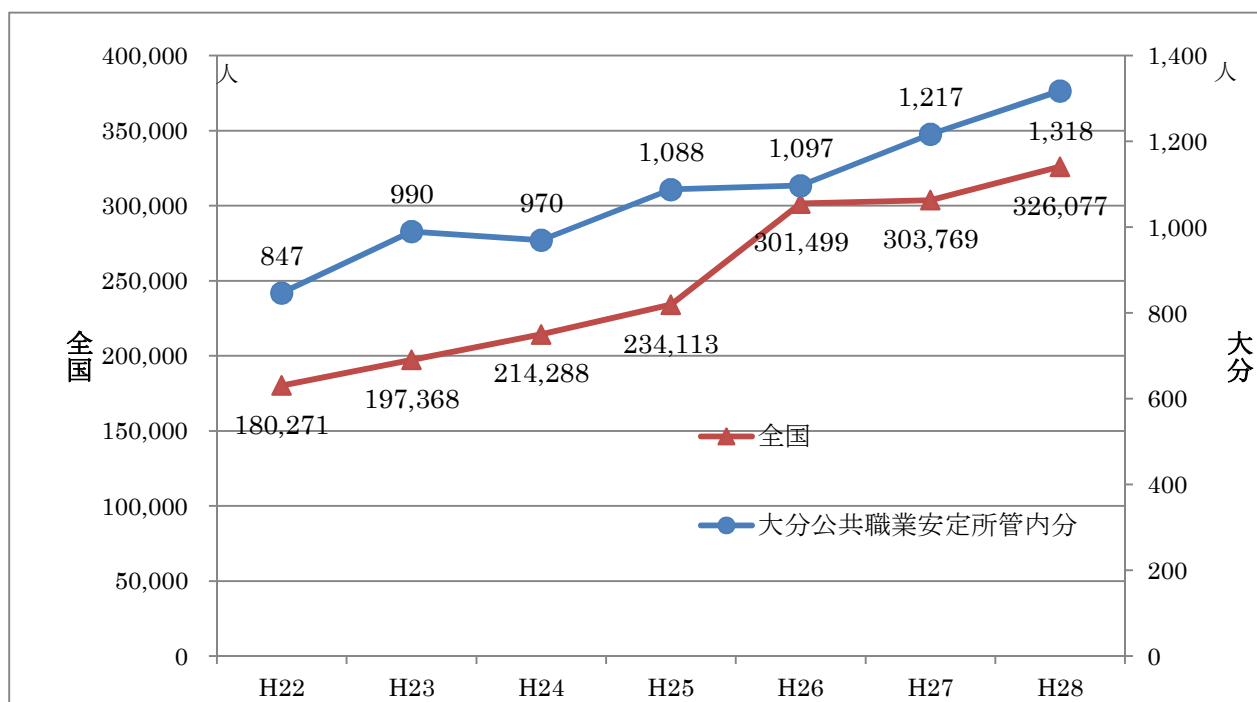
大分公共職業安定所管内の育児休業給付金受給者数（受給要件確認件数）については、平成22年から平成28年の7年間で受給者数が1.56倍に増加しています。

育児休業制度は、従業員数101人以上の大規模事業所等においては概ね導入済みであると考えられる一方、従業員数100人以下の小規模事業所等においては、今後更に同制度の普及が進むことが推測されます。このため、本市における育児休業取得者は、小規模事業所等における育児休業取得者の伸びに併せて増加していくものと考えられます。

#### 育児休業給付金受給者数の推移

(単位:人)

区分	大分公共職業安定所管内分			全国(参考)		
	受給要件確認件数	伸び率	H22-H28伸び率	受給要件確認件数	伸び率	H22-H28伸び率
H22	847	-		180,271		
H23	990	16.90%		197,368	9.50%	
H24	970	-2.00%		214,288	8.60%	
H25	1,088	12.20%		234,113	9.30%	
H26	1,097	0.80%		301,499	28.80%	
H27	1,217	10.90%		303,769	0.80%	
H28	1,318	8.30%	55.60%	326,077	7.30%	80.90%



資料：大分公共職業安定所、厚生労働省

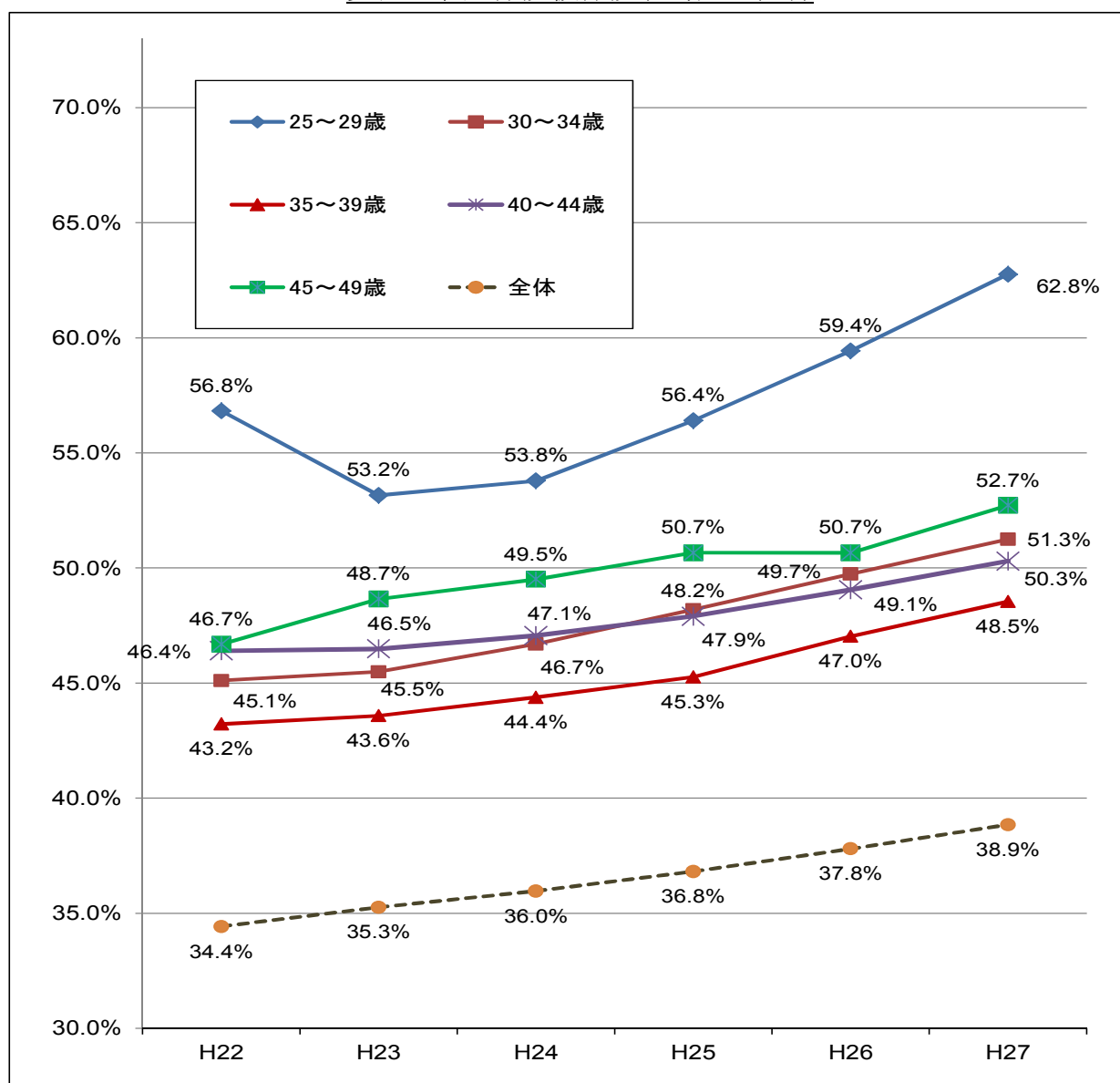


## (2) 女性の就業率の推移

大分労働局管内の年齢別人口に対する女性の雇用保険被保険者数の割合は、すべての年代で、年を追うごとにほぼ右肩上がりでも推移しています。このうち、子育て世代の割合がまだ少ない25～29歳の就業率が最も高く、平成27年は62.8%となっているほか、30代は結婚・子育て等により就業しない人もいるため、就業率は20代後半よりは減少するものの約5割以上の人は就業している状況であり、若い世代の就業率の高まりが数字として表れています。

今後、子育て中の女性に対する労働環境の改善や女性の社会進出を促す取組が一層推進される中で、子育て中の女性の就業率はさらに伸びることが予想され、これに伴い、未就学児童数の減少が予想される中においても、保育所を中心として幼児教育・保育施設の利用希望者数は引き続き増加して行くことが見込まれます。

女性の雇用保険被保険者対人口割合



資料：大分労働局、国勢調査 ※公務員は含まず

### 3 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設数の推移

本市の市立幼稚園は、平成21年度から大分市幼児教育振興計画に基づいて、統廃合を行った結果、園数が減少しています。一方、私立幼稚園は、平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）により、一部の園が認定こども園に移行したことから、平成30年度は20園となり、全施設に占める市立及び私立の幼稚園構成比は26.9%と年々減少しています。

また、保育所は、平成27年度以降、私立保育園の認定こども園化が進む一方で新規開設の保育所が増えており、施設数は増加傾向にあります。

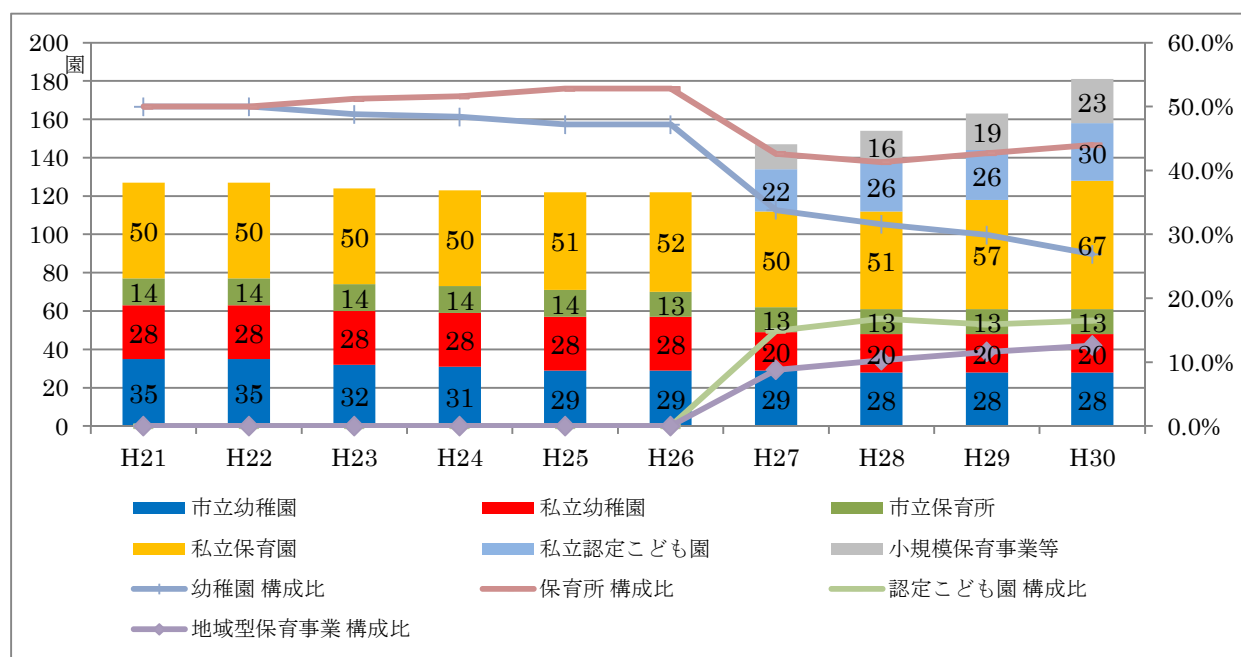
さらに、新制度の下で新たな保育の形態として設けられた定員19人以下で3歳未満の乳幼児を保育する小規模保育事業等も増加しています。こうした背景のもとで、認定こども園を除いた保育所、小規模保育事業などの保育施設の構成比は、平成21年度と平成30年度を比較すると、6.6ポイント増加している一方で、幼稚園は23.1ポイント減少しています。また、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた認定こども園が増加しています。

#### 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設数の推移

（各年4月1日時点 単位：園）

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園	市立幼稚園	35	35	32	31	29	29	29	28	28	28
	私立幼稚園	28	28	28	28	28	28	20	20	20	20
	附属幼稚園	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(構成比)	(50.0%)	(50.0%)	(48.8%)	(48.4%)	(47.2%)	(47.2%)	(33.8%)	(31.6%)	(29.9%)	(26.9%)
保育所	市立保育所	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13
	私立保育園	50	50	50	50	51	52	50	51	57	67
	(構成比)	(50.0%)	(50.0%)	(51.2%)	(51.6%)	(52.8%)	(52.8%)	(42.6%)	(41.3%)	(42.7%)	(44.0%)
認定こども園	私立認定こども園 (構成比)							22 (14.9%)	26 (16.8%)	26 (15.9%)	30 (16.5%)
地域型保育事業	小規模保育事業等 (構成比)							13 (8.8%)	16 (10.3%)	19 (11.6%)	23 (12.6%)
合計		128	128	125	124	123	123	148	155	164	182

※平成26年度以前の幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園は、認可施設の私立幼稚園及び私立保育園にそれぞれ計上。



## 4 乳幼児(0～5歳児)全体に占める幼児教育・保育施設の利用状況

乳幼児総数における幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する園児の割合については、平成21年度から平成26年度までは、平成23年度を除いて微増傾向にあります。平成27年度の新制度施行後、保育所入所要件が緩和されてからは、乳幼児数が減少する一方で、保育所を中心として利用割合が大きく伸びています。

乳幼児(0～5歳児)の幼児教育・保育施設の利用状況と利用率

(各年5月1日時点 単位:人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
乳幼児数	27,096	26,916	27,130	27,437	27,392	27,305	26,937	26,733	26,232	25,996
幼児教育・保育施設利用者数 (利用率)	12,780 (47.2%)	12,745 (47.4%)	12,847 (47.4%)	13,023 (47.5%)	13,229 (48.3%)	13,441 (49.2%)	14,499 (53.8%)	15,001 (56.1%)	15,163 (57.8%)	15,840 (60.9%)

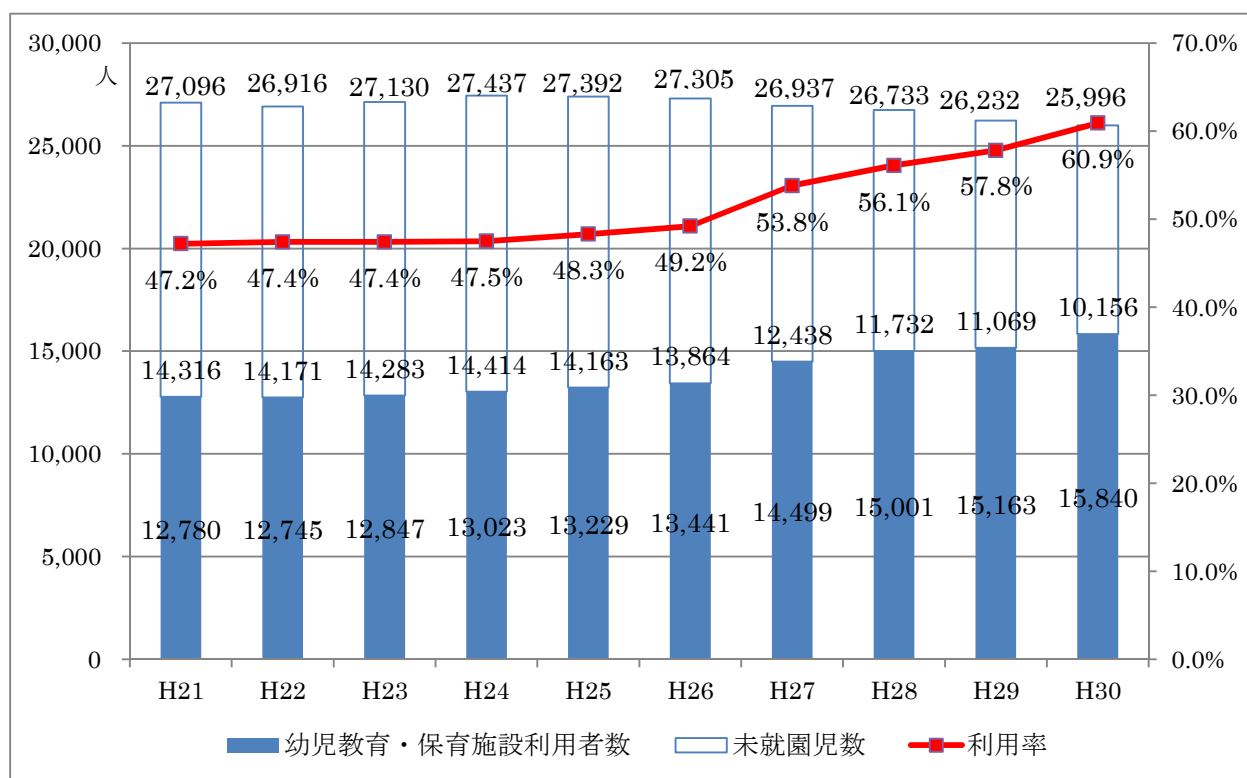
### ○幼児教育・保育施設別利用者内訳

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園 (構成比)	6,111 (47.8%)	6,043 (47.4%)	6,044 (47.0%)	6,168 (47.4%)	6,209 (46.9%)	6,132 (45.6%)	4,466 (30.8%)	4,353 (29.0%)	4,229 (27.9%)	4,030 (25.4%)
保育所 (構成比)	6,669 (52.2%)	6,702 (52.6%)	6,803 (53.0%)	6,855 (52.6%)	7,020 (53.1%)	7,309 (54.4%)	6,218 (42.9%)	6,170 (41.1%)	6,501 (42.9%)	6,915 (43.7%)
認定こども園 (構成比)							3,815 (26.3%)	4,478 (29.9%)	4,433 (29.2%)	4,895 (30.9%)
合計	12,780	12,745	12,847	13,023	13,229	13,441	14,499	15,001	15,163	15,840

※園児数は、大分市に居住している園児で市内又は市外の幼稚園や保育所、認定こども園等に在籍する人数

※保育所には、小規模保育事業所及び家庭的保育事業(保育ママ)、事業所内保育事業所を含む

※認可外保育施設の利用者は除く



## 5 幼児(3～5歳児)の就園状況

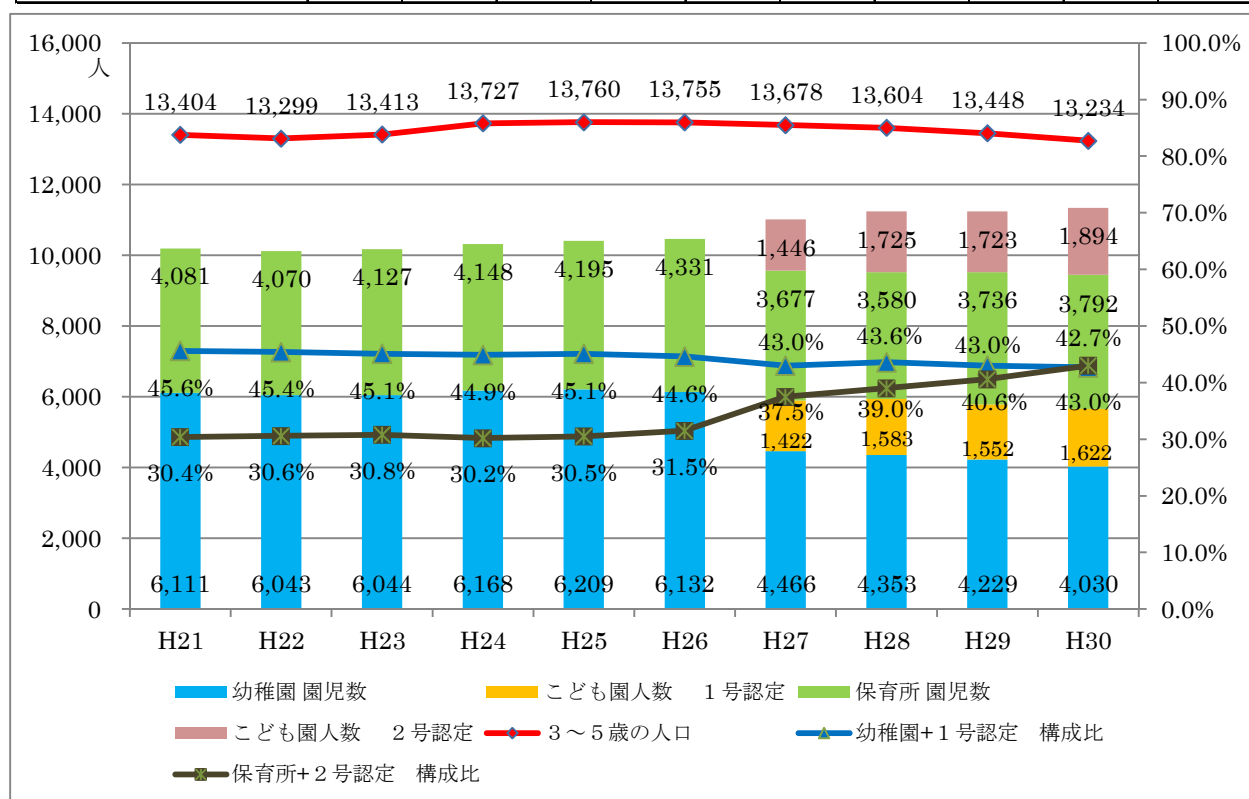
平成30年度の本市における3～5歳児のうち、幼稚園や保育所、認定こども園を利用している割合は85.8%となっています。このうち、幼稚園に就園している幼児は、全体の30.5%にあたる4,030人、保育所に入所している幼児は28.7%で3,792人、認定こども園に就園している幼児は、26.6%で3,516人となっています。

3～5歳児の数は、平成21年からの10年間、ほぼ横ばいですが、幼児教育を希望して幼稚園や認定こども園で1日4時間程度の保育を受ける園児は、人数・構成比ともに減少しています。一方、夕方までの保育を希望し保育所や認定こども園で1日8時間程度の保育を受ける園児数は、平成25年度を境に増加に転じ、構成比については、この10年間で、12.6ポイント増加しています。これは、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、幼稚園よりも保育時間の長い保育所を利用する傾向があるためと考えられます。

### 3～5歳児の就園状況の推移

(各年5月1日時点 単位:人)

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
3～5歳の人口		13,404	13,299	13,413	13,727	13,760	13,755	13,678	13,604	13,448	13,234
幼稚園	園児数	6,111	6,043	6,044	6,168	6,209	6,132	4,466	4,353	4,229	4,030
	(構成比)	(45.6%)	(45.4%)	(45.1%)	(44.9%)	(45.1%)	(44.6%)	(32.7%)	(32.0%)	(31.4%)	(30.5%)
保育所	園児数	4,081	4,070	4,127	4,148	4,195	4,331	3,677	3,580	3,736	3,792
	(構成比)	(30.4%)	(30.6%)	(30.8%)	(30.2%)	(30.5%)	(31.5%)	(26.9%)	(26.3%)	(27.8%)	(28.7%)
認定こども園	園児数							2,868	3,308	3,275	3,516
	(構成比)							(21.0%)	(24.3%)	(24.4%)	(26.6%)
	内訳										
	1号認定							1,422	1,583	1,552	1,622
	2号認定							1,446	1,725	1,723	1,894
幼稚園+1号認定 構成比		45.6%	45.4%	45.1%	44.9%	45.1%	44.6%	43.0%	43.6%	43.0%	42.7%
保育所+2号認定 構成比		30.4%	30.6%	30.8%	30.2%	30.5%	31.5%	37.5%	39.0%	40.6%	43.0%



## 6 幼稚園の入園状況

本市の市立及び私立（附属幼稚園を含む）の幼稚園を合わせた園児数は、平成26年度までは6,000人台で推移していますが、平成27年度に6,000人を割り込み、平成30年度は、5,652人となっています。

また、園児数の構成比は、私立幼稚園（私立認定こども園等を含む）の構成比が平成21年度と平成30年度を比べると11.2ポイント増加しています。一方、市立幼稚園は、園児数がほぼ一貫して減少傾向にあります。特に、平成27年度に保育料が応能負担となってからは、毎年、大きく減少しており、平成30年度の園児数は対前年比9.5ポイント減の637人、構成比は11.3%となっています。

幼稚園の園児数と公私の構成比の推移

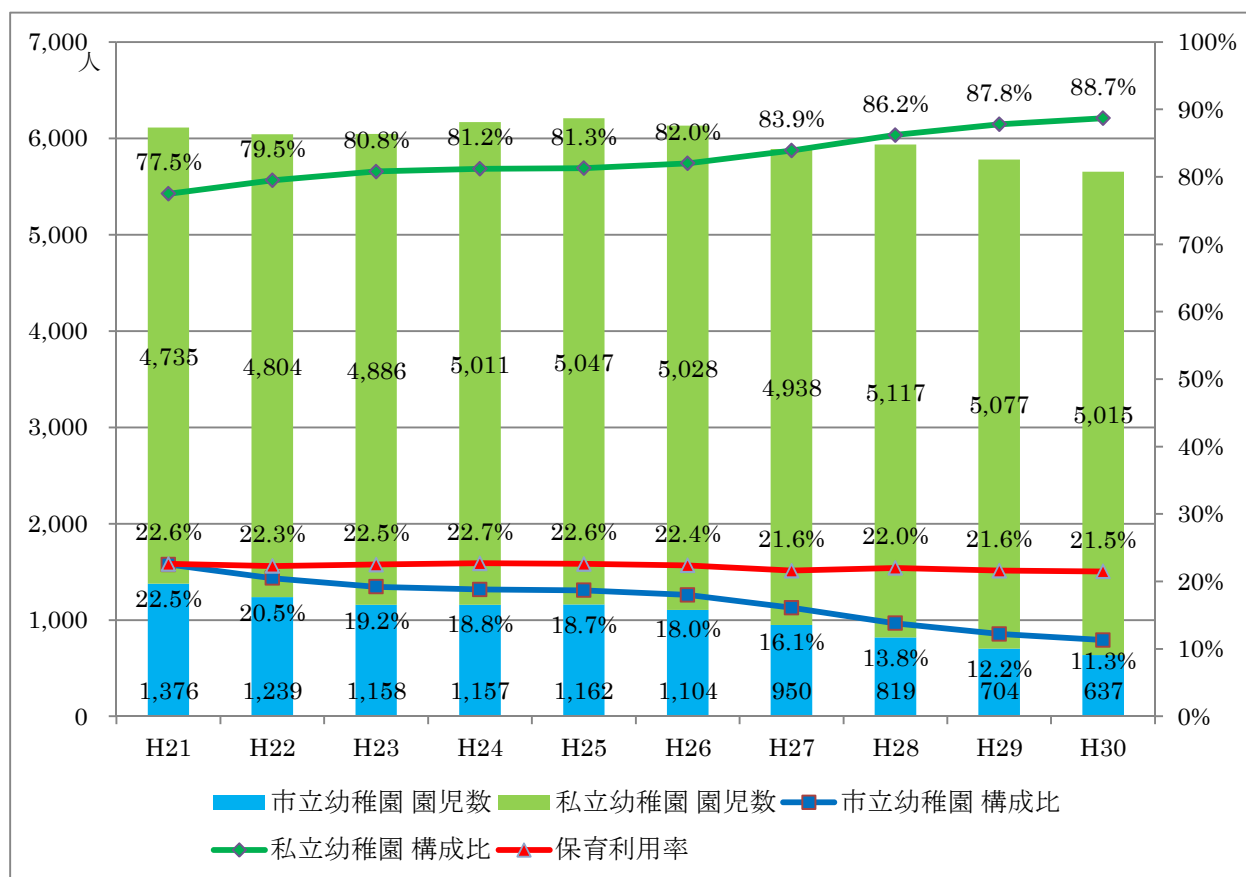
（各年5月1日時点 単位：人）

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
市立幼稚園	園児数	1,376	1,239	1,158	1,157	1,162	1,104	950	819	704	637
	（構成比）	(22.5%)	(20.5%)	(19.2%)	(18.8%)	(18.7%)	(18.0%)	(16.1%)	(13.8%)	(12.2%)	(11.3%)
私立幼稚園	園児数	4,735	4,804	4,886	5,011	5,047	5,028	4,938	5,117	5,077	5,015
	（構成比）	(77.5%)	(79.5%)	(80.8%)	(81.2%)	(81.3%)	(82.0%)	(83.9%)	(86.2%)	(87.8%)	(88.7%)
園児数合計	6,111	6,043	6,044	6,168	6,209	6,132	5,888	5,936	5,781	5,652	
保育利用率	22.6%	22.3%	22.5%	22.7%	22.6%	22.4%	21.6%	22.0%	21.6%	21.5%	

※平成26年度以前の私立幼稚園の園児数には、附属幼稚園の園児数を含む。

※平成27年度以降の私立幼稚園の園児数には、附属幼稚園及び私立認定こども園（1号認定に限る）、市外の認定こども園等（1号認定に限る）の園児数を含む。

※保育利用率は、各年度の園児数を乳幼児数で除した数



## 7 保育所等の入所状況

### (1) 保育所等の入所児童数の推移

本市の市立及び私立の保育所（園）、認定こども園等に入園する乳幼児数は、年々増加しており、平成27年度の新制度施行後は伸びが大きくなっています。少子化が進んでいるものの、共働き家庭の増加や核家族化の進行などの要因から保育利用率は逆に増加傾向にあり、高い保育需要に下支えされ、今後しばらくは、利用希望者の増加が続くものと推測されます。

#### 保育所入所児童数と公私の構成比の推移

(各年4月1日時点 単位:人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
市立保育所	入所児童数	1,128	1,135	1,159	1,156	1,208	1,160	1,169	1,163	1,118	1,171
	(構成比)	(17.2%)	(17.2%)	(17.3%)	(17.1%)	(17.5%)	(16.1%)	(13.8%)	(13.0%)	(12.1%)	(11.6%)
私立保育園	入所児童数	5,431	5,458	5,528	5,589	5,704	6,050	7,300	7,794	8,159	8,952
	(構成比)	(82.8%)	(82.8%)	(82.7%)	(82.9%)	(82.5%)	(83.9%)	(86.2%)	(87.0%)	(87.9%)	(88.4%)
入所児童数合計	6,559	6,593	6,687	6,745	6,912	7,210	8,469	8,957	9,277	10,123	
保育利用率	24.2%	24.5%	24.6%	24.6%	25.2%	26.4%	31.4%	33.5%	35.4%	38.9%	

※入所児童数は、大分市に居住している乳幼児で市内又は市外の保育所等に在籍する人数(認可外保育施設及びへき地保育所の園児数を除く)

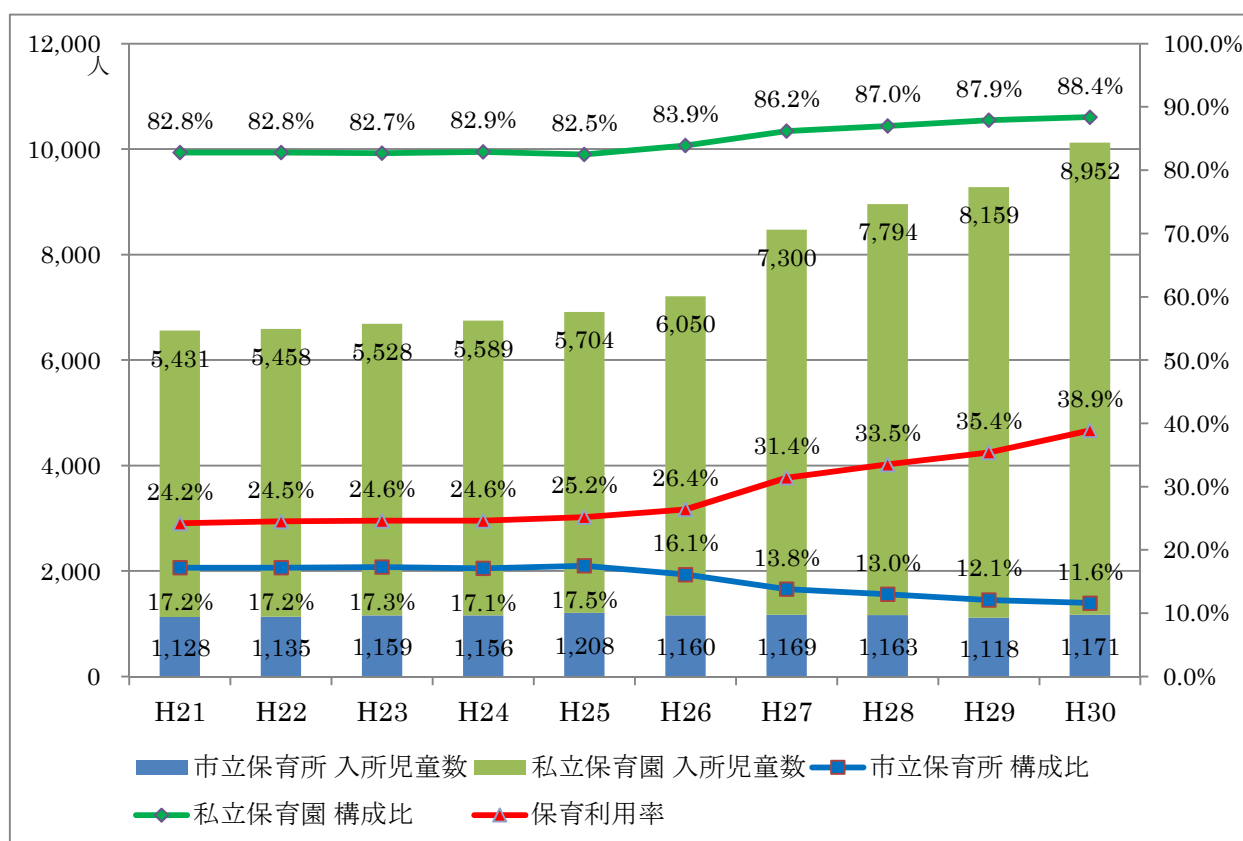
※平成27年度以降の私立保育園の園児数には、私立認定こども園の2号・3号認定及び小規模保育事業等の園児数を含む

※保育利用率は、各年度の園児数を乳幼児数で除した数

#### 〇年齢別入所児童数内訳

(各年4月1日時点 単位:人)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
0～2歳児	2,499	2,539	2,575	2,626	2,726	2,896	3,377	3,654	3,823	4,432
(構成比)	(38.1%)	(38.5%)	(38.5%)	(38.9%)	(39.4%)	(40.2%)	(39.9%)	(40.8%)	(41.2%)	(43.8%)
3～5歳児	4,060	4,054	4,112	4,119	4,186	4,314	5,092	5,303	5,454	5,691
(構成比)	(61.9%)	(61.5%)	(61.5%)	(61.1%)	(60.6%)	(59.8%)	(60.1%)	(59.2%)	(58.8%)	(56.2%)



## (2) 利用定員と待機児童数の推移

本市では、子ども・子育て支援事業計画「すくすく大分っ子プラン」に掲げる約3,000人の利用定員数の拡大に向け、既存保育施設の増改築や新規開設、幼稚園の認定こども園への移行などを進めてきました。これにより、平成28年度までに定員を2,556人拡大し、平成29年4月1日時点で9,461人となり、平成29年度も施設整備と新規開設を行い、平成30年4月1日の利用定員は1,016人増加し、10,477人となりました。

一方で、平成27年度の保育所入所要件の緩和に伴い、毎年定員拡大数を上回る利用希望者の増加により、平成27年度から平成29年度までは、平成26年度と比べ10倍前後の待機児童数と大きく増加していましたが、この解消に向けて定員拡大等に努め、平成30年度の待機児童数を大幅に減少することができました。

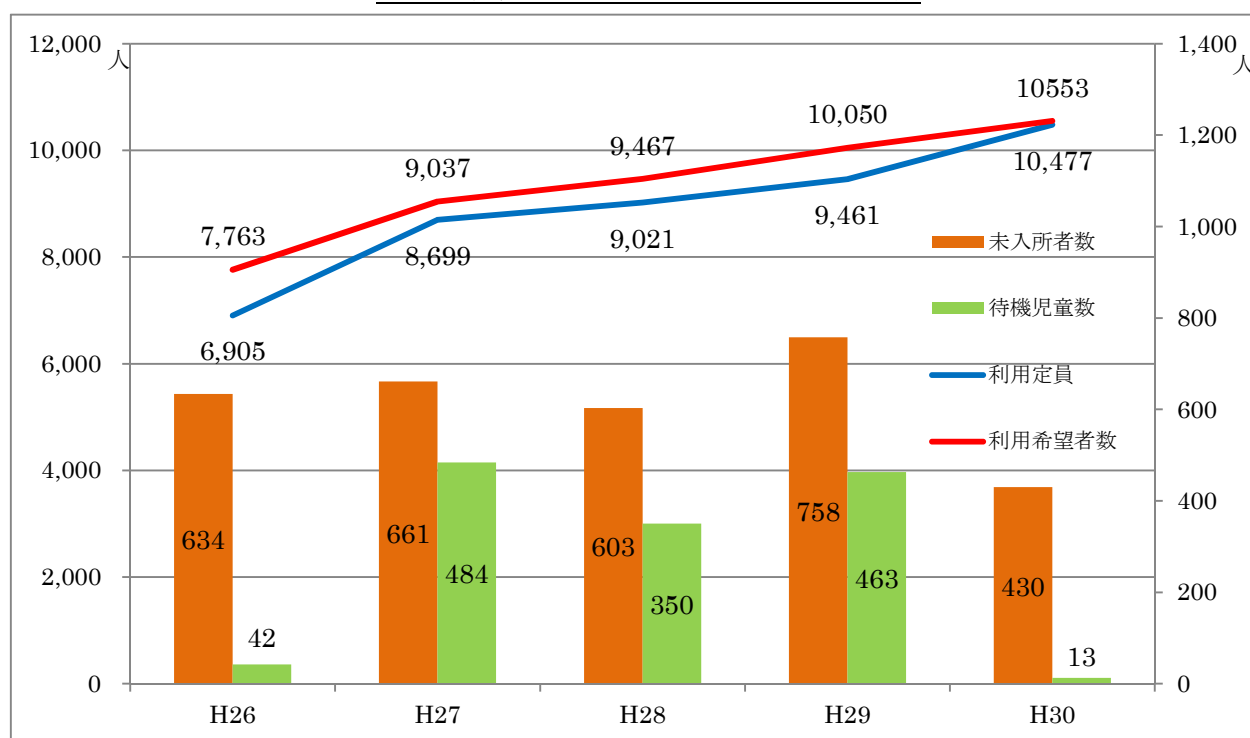
しかしながら、年間を通して育児休業明けの1、2歳児を中心とした利用希望者が多いことや0歳児の利用希望が増加することから、引き続き、3歳未満児の高い保育ニーズへの対応が求められています。

利用定員拡大及び入所児童数等の推移 (各年度4月1日現在 単位：人)

年度	施設数	利用定員	定員拡大数	利用希望者数	入所児童数	未入所者数	待機児童数
H26	72	6,905	441	7,763	7,129	634	42
H27	98	8,699	1,794	9,037	8,376	661	484
H28	106	9,021	322	9,467	8,864	603	350
H29	115	9,461	440	10,050	9,292	758	463
H30	133	10,477	1,016	10,553	10,123	430	13

※各年度の定員拡大数は、前年度中に施設整備等を行い、当該年度4月1日に拡大した定員数を示す。

利用定員拡大及び待機児童数等の推移





# 第3章 市立幼稚園と市立保育所の現状

## 1 市立幼稚園と市立保育所の施設数と園児・入所児童数の推移

### (1) 市立幼稚園の状況

本市には、市立幼稚園が28園設置され、うち2年制保育を実施している園が9園、一時預かり事業をモデル的に実施している園が3園となっています。また、平成30年4月時点で築30年を経過している施設が20園で71%となっています。

平成30年度は、園児数が637人（平成30年5月1日現在）となっており、15年前（平成16年度の園児数1,583人）の4割にまで減少するとともに、園児数が一桁の園も7園（うち2園休園）となるなど、全体として小規模化が進んでいます。

この主な要因は、ライフスタイルの多様化等による共働き世帯の増加や核家族化の進行等により保育所を選択する保護者が増えていることに加え、平成27年度に施行された新制度により、市立幼稚園の保育料が各世帯の所得の状況に応じた負担となり、私立幼稚園との保育料の格差がなくなったこと、市立幼稚園に比べ、私立幼稚園においては、3歳からの多年制保育を実施していることや通園バスの運行、長時間の預かり保育などの保育サービスの充実が図られていることなどが考えられます。

また、施設数については、現行の大分市幼児教育振興計画（平成21年度策定）に基づき、平成21年度以降7園の統廃合を行うとともに、2年制保育を2園で導入してきました。

一方で、特別な支援を要する園児数は増加傾向にあり、平成30年度は総園児数に対する割合8.6%と高くなってきています。

### 【平成30年度 市立幼稚園一覧】

幼稚園名	2年制導入年月	定員(人)	H30.4.1 時点築 年数 (年)	園児数 (人)	幼稚園名	2年制導入年月	定員(人)	H30.4.1 時点築 年数 (年)	園児数 (人)
1 金池幼稚園	H19.4.1	150	31	46	16 戸次幼稚園		150	44	14
2 春日町幼稚園	H20.4.1	120	28	61	17 判田幼稚園		80	22	7
3 南大分幼稚園		90	6	9	18 東植田幼稚園		90	35	15
4 城南が丘幼稚園		120	47	6	19 植田幼稚園		120	41	10
5 豊府幼稚園		150	43	23	20 賀来幼稚園		90	7	12
6 滝尾幼稚園	H26.4.1	210	44	54	21 敷戸幼稚園		120	42	10
7 東大分幼稚園		90	30	13	22 宗方幼稚園☆	H15.4.1	120	42	40
8 桃園幼稚園		120	43	15	23 寒田幼稚園(休園)		120	40	0
9 津留幼稚園		180	45	7	24 大在幼稚園☆		120	25	38
10 舞鶴幼稚園☆	H13.4.1	120	41	65	25 坂ノ市幼稚園		120	48	26
11 明野幼稚園(休園)		150	42	0	26 こうざき幼稚園		25	34	5
12 別保幼稚園		90	39	31	27 佐賀関幼稚園	H24.4.1	50	20	10
13 明治幼稚園		150	43	21	28 野津原幼稚園	H23.4.1	90	7	25
14 高田幼稚園	H19.4.1	80	42	42					
15 松岡幼稚園	H15.4.1	80	9	32					
合計							3,195		637

☆は一時預かり事業実施園(3園)平成28年4月から試行  
園児数はH30.5.1時点



## (2) 市立保育所の状況

本市には、市立保育所が河原内に設置しているへき地保育所を含めて 14 園設置しています。このうち、平成 30 年 4 月時点で築 30 年を経過している施設が 8 園で 57%となっています。

入所児童数は 1,174 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）となっており、高い保育需要によりすべての園で定員数とほぼ同じ入所児童数の受け入れが続いています。

また、平成 26 年度には、民間活力を活用した待機児童の解消策のひとつとして新桜町保育所の民営化を行いました。

特別な支援を要する入所児童数は、毎年 30 人前後で推移しています。

### 【平成 30 年度 市立保育所一覧】

保育所名		定員 (人)	H30.4.1時点築年数 (年)	入所児童数 (人)
1	生石保育所	90	40	99
2	浜町保育所	103	39	101
3	新春日町保育所	90	18	109
4	金池保育所	90	15	114
5	桜ヶ丘保育所	90	5	109
6	下郡保育所	110	22	124
7	裏川保育所	103	38	120
8	住吉保育所	80	8	65
9	敷戸南保育所	110	43	118
10	あかつき保育所	60	35	70
11	小野鶴こぼと保育所	50	37	56
12	佐賀関保育所	45	36	39
13	野津原保育所	45	7	47
新桜町保育所 (H26.4月民間移管)				
合計		1,066		1,171

入所児童数はH30.4.1時点

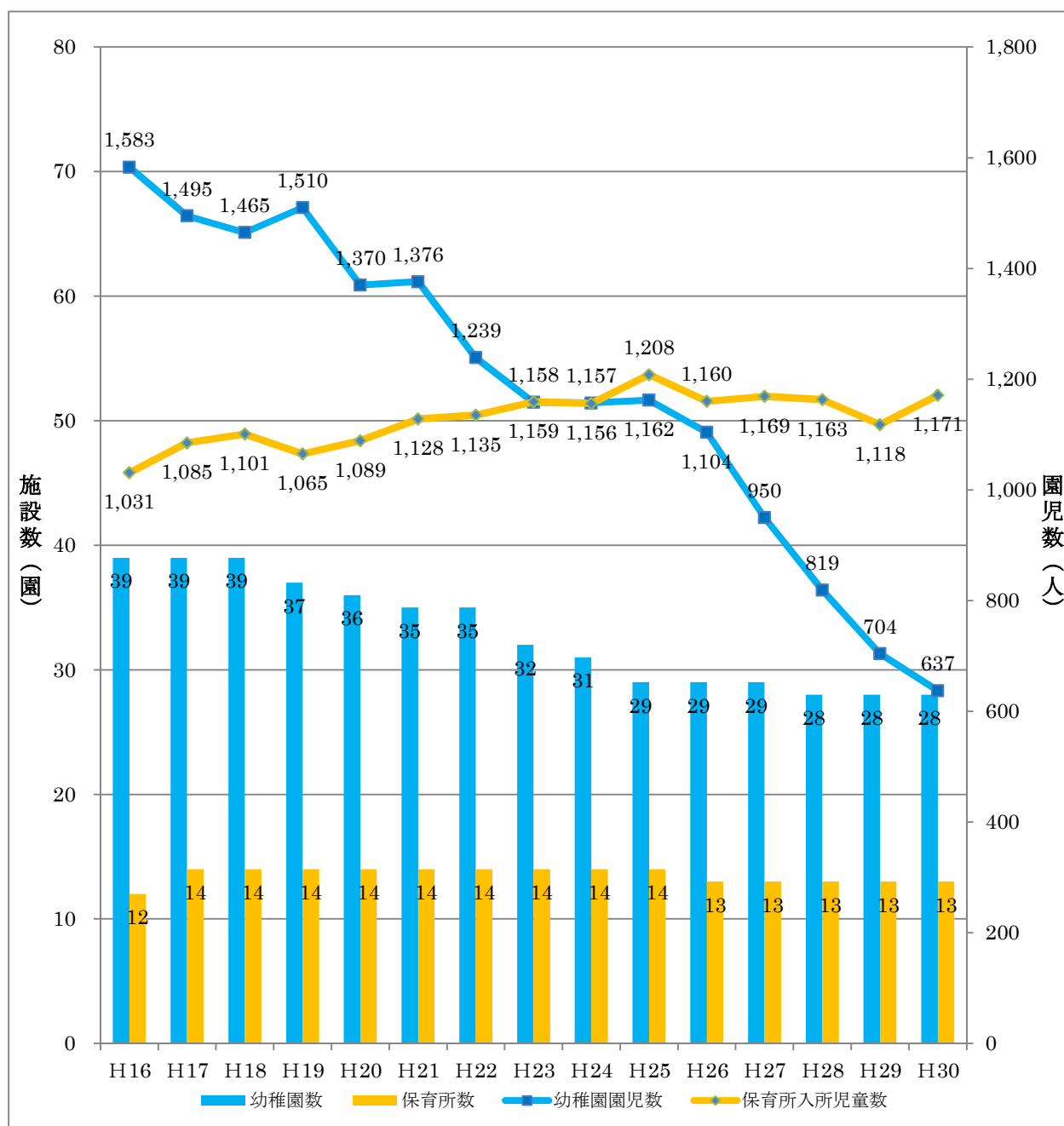
へき地保育所名		定員(人)	H30.4.1時点築年数 (年)	入所児童数 (人)
1	河原内保育所	40	48	24

市立幼稚園及び市立保育所の施設数と園児（入所児童）数

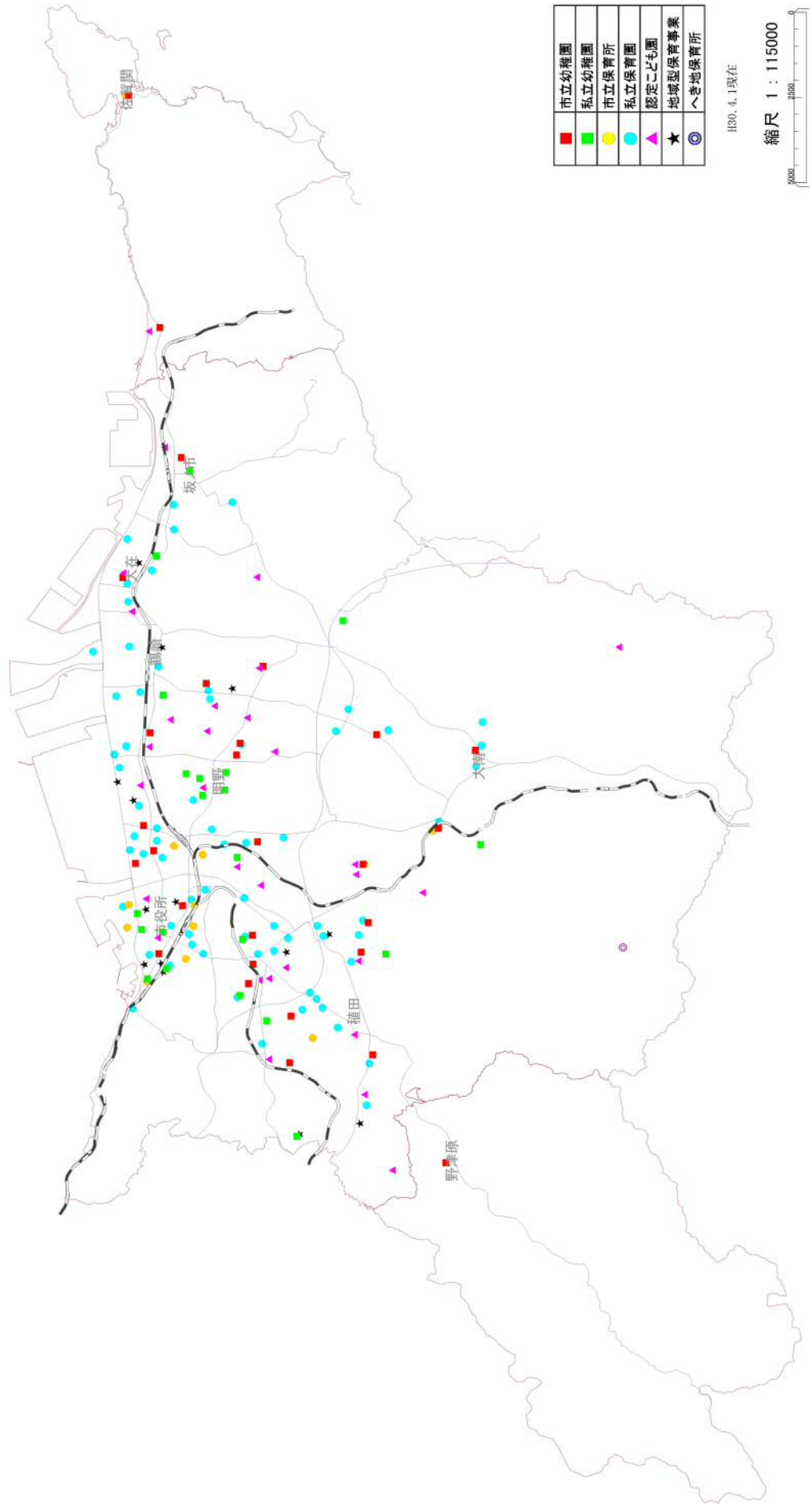
(単位:人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園園児数	1,583	1,495	1,465	1,510	1,370	1,376	1,239	1,158	1,157	1,162	1,104	950	819	704	637
幼稚園数	39	39	39	37	36	35	35	32	31	29	29	29	28	28	28
保育所入所児童数	1,031	1,085	1,101	1,065	1,089	1,128	1,135	1,159	1,156	1,162	1,160	1,169	1,163	1,118	1,171
保育所数	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13

幼稚園園児数は各年5月1日現在、保育所入所児童数は各年4月1日現在。河原内保育所は除く。



幼稚園・保育所・認定こども園等位置図



## 2 市立幼稚園の運営費等の状況

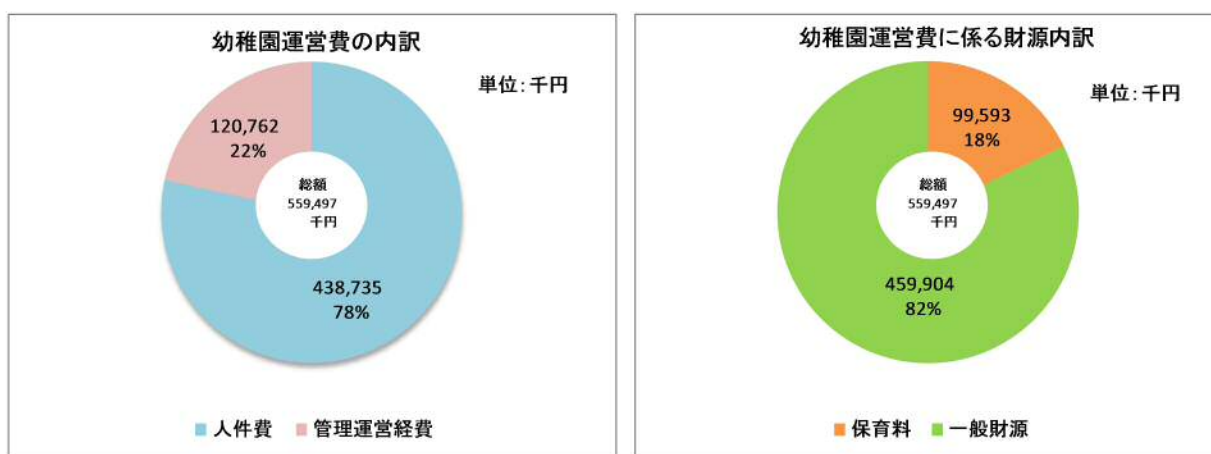
市立幼稚園 28 園の 1 年間の運営に要する経費総額は平成 28 年度決算で約 5 億 6 千万円となっています。このうち、約 78%が人件費で、約 22%が光熱水費や通信運搬費、施設保守点検費等の管理運営経費です。

また、幼稚園運営費に係る財源のうち、保育料（保護者負担）収入が約 18%となっています。

さらに、市立幼稚園の規模別の園児 1 人あたりの運営費を見ると、園の規模により 1 人あたりの運営費に大きな差が生じています。

幼児教育をコスト面のみではかることはできませんが、コスト意識をもって適正な幼稚園の運営を行いながら、幼児教育の質の向上を図ることも重要です。

### 市立幼稚園の運営に要する経費総額（平成 28 年度）



### 市立幼稚園の規模別の園児1人あたりの運営費（平成28年度）

(単位:円)

規模別 (園児数別)	人件費	管理運営経費	合計	園児1人あたりの運営費
14 人以下	9,204,072	2,412,843	11,616,915	1,106,784
15 人以上 30 人以下	13,029,041	2,619,343	15,648,384	786,320
31 人以上	23,007,584	3,445,331	26,452,915	506,447

※人件費は平成28年度決算額における幼稚園教諭の平均給与に職員数を乗じた額

※管理運営経費は平成28年度決算額から臨時的投資(工事請負費)等を除いた額

※人件費及び管理運営経費は、上記の額を規模別に集計した額の平均の額

※園児1人あたりの運営費は、規模別の各園の園児1人あたりの運営費の平均の額

## 第4章 市立幼稚園と市立保育所の役割

### 1 これまでの取組

市立幼稚園と市立保育所では、根拠法や対象となる子どもの年齢などに違いはありますが、乳幼児を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、生涯にわたる人格形成の基礎をはぐくむために、幼児教育・保育を行う公的施設として、スタンダードな幼児教育や保育の推進や小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の推進、特別支援教育・保育の充実、地域における子育て支援の充実などにそれぞれが取組んできたところです。

また、私立幼稚園や私立認定こども園においては、建学の精神のもと多様なカリキュラムを提供し、特色ある教育や保育に取り組むとともに、私立保育園等においても、各園が地域の特性をいかした特色ある保育を行っており、市立幼稚園や市立保育所と連携を図りながら、本市の幼児教育・保育の振興に努めてきたところです。

#### (1) 市立幼稚園

市立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき「生きる力」の基礎を培う教育の充実に努めてきており、すべての市立幼稚園において、「めざす子ども像」を設定し、教育課程に基づき、教育目標の具現化に向けての取組を組織的・計画的に進めてきました。とりわけ、研究・実践に関しては、大分市幼稚園教育研究会において、全市共通のテーマを設定し、研究の成果と課題について共有することにより、質の高い幼児教育の提供に向けての研究・実践に積極的に取り組んできました。

また、小学校と隣接している幼稚園が多く、行事や研究会等を通して、職員の連携や園児と児童との交流が組織的・計画的に取り組める環境をいかした取組みを行うとともに、地域における幼児教育のセンター的役割を果たしてきたところです。

#### ア. 充実した幼児教育の提供

- ・教育基本法・学校教育法・幼稚園教育要領等に基づいたスタンダードな幼児教育の提供
- ・遊びを通しての総合的な指導による「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育の推進
- ・幼小の円滑な接続に向けた小学校との交流・連携
- ・家庭や地域、他機関との連携による個に応じたきめ細かな幼児教育の充実
- ・地域人材をいかした地域との交流活動の充実
- ・教員の自己啓発、自己研鑽に向けた園内・園外研修の充実

#### イ. 幼保小連携のモデルとしての役割

- ・幼保小連携に関する研究推進事業による研究実践と研究発表会  
(平成25年度から研究推進園(市立幼稚園)のべ13園で実施)
- ・校区ごとの幼保小連携推進協議会の運営
- ・近隣の幼保小との交流や情報交換(園児・教師間)
- ・幼小の接続カリキュラムの作成・実施

#### ウ. 特別支援教育の充実

- ・一人ひとりの教育的ニーズや発達課題に応じた保育の充実
- ・特別支援教育に関する指導力の向上に向けた研修の実施による支援体制の充実

#### エ. 地域における子育て支援の推進

- ・地域の身近な場所で気軽に集い、相談できる場として、未就園児とその保護者を対象とした子育て相談会や遊びの広場、園庭解放等子育て支援の実施
- ・地域の高齢者やボランティア団体等と連携した子育て支援の充実

### (2) 市立保育所

市立保育所では、保護者の就労等の理由により、保育を必要とする子育て家庭の乳幼児に対して保育所保育指針に基づき、安全かつ安心な保育環境を整備し、養護と保育を一体的に行うとともに、0歳児保育や延長保育にも先駆的に取り組み、その普及・促進を図ってきました。また、行政機関である市立保育所は、保健所や子ども家庭支援センター等の公的関係機関や施設との連携もとりのやすい環境にある特長をいかして私立保育園等への情報発信や子育て家庭への支援を積極的に行うことで教育・保育の質の向上を図る牽引役を担うとともに、児童虐待を受けている恐れのある子どもなどの配慮が必要な子どものセーフティネットとして役割を果たしてきたところです。

#### ア. 0歳から6歳までの乳幼児の発達に応じた切れ目のない連続した保育実践

- ・保育所保育指針に基づいた一人ひとりに応じた保育の提供
- ・保小のスムーズな接続のための小学校との連携

#### イ. 特別な配慮が必要な子どもの積極的な受け入れ

- ・かかわり方が難しい子どもや集団になじみにくい子どもを受け入れ、まわりの子どもたちと共に育ちあう「特別支援保育」を実施
- ・統合保育研究会を毎月開催し、実践研修を行う中、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育を実践

#### ウ. 地域の子育て家庭への支援及び地域との連携の推進

- ・子育て広場の実施による親子の遊びの提供
- ・ベテラン保育士や、保健師等による子育て相談の実施
- ・世代間の交流や関わりを通じて、支えあいの仕組みをつくるため、地元自治会と連携した餅つき等の交流活動を実施

#### エ. 行政機関としての特性をいかし、関係機関と連携して様々な事業との協力体制の構築

- ・市立保育所の保育士が家庭に訪問し子育て相談に応じる「家庭支援訪問事業」の実施
- ・指導監査課との連携（認可及び認可外保育施設の監査）
- ・ハローワークと連携し、潜在保育士の職場体験講習会を実施
- ・新規保育事業者を対象とした保育実践を含めた研修の実施

## 2 公的施設（市立幼稚園・保育所）の今後の役割

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子どもたちがその発達に応じた乳幼児期の教育・保育を受けることで、心身ともに健康で個性豊かな育ちを身につけ、「生きる力」の基礎を培うことが大切です。

また、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、保護者の保育ニーズが多様化する中、待機児童解消への対応や質の高い教育・保育の提供、子育て中の保護者に対する支援などが必要とされています。

こうした中で、市立幼稚園と市立保育所においては、私立幼児教育・保育施設と一層連携・協調しながら、これまで培ってきた専門的な知識や技術、経験をもとに、年々増加する私立の保育園や認定こども園をはじめ、私立幼稚園等に対する支援の充実や、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の育成、地域における子ども・子育て支援の拡充等を積極的に図ることで、本市全体の幼児教育・保育の質を高める役割が求められています。

今後は、市立の幼稚園と保育所の一体化を図り、国が定める幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいたスタンダードな教育・保育の実践・研究、及び先進的な実践・研究に一層取り組み、その成果や課題を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有を図るなど、地域における幼児教育・保育の拠点施設として次のような役割を果たしていきます。

### 1. 幼児教育・保育の質の向上と人材の育成

- 本市における幼児教育を取り巻く諸課題やニーズに対する先進的な実践・研究を行い、その成果や課題を公開研究発表会等を通じて私立の幼児教育・保育施設と共有するとともに、必要に応じて実践的な保育指導等の支援を行います。  
また、私立の幼児教育・保育施設が取り組んでいる教育・保育の実践・研究の成果や課題を情報収集し、幼児教育・保育施設に情報提供します。
- 私立の幼稚園や保育園、認定こども園等の職員からの保育スキルや保護者対応の相談など、保育に関するあらゆる相談に応じる体制を整え、幼児教育・保育に関する相談機関としての役割や、実践的な研修を行う機関としての役割を担います。
- 幼稚園教諭や保育士、保育教諭を目指す学生を対象とした実習の場としての役割を担い、人材育成に努めるとともに、実習カリキュラムを整備しその情報を提供します。
- 保育士資格や幼稚園教諭免許状を有しながら、幼児教育・保育の現場で就労していない人に、学び直しや実践の機会を提供します。

### 2. 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実

- 発達障がいや知的障がい等の特別な支援を要する子どもや医療的ケアの必要な子どもへの適切な指導や支援を充実させ、その支援の在り方等を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有します。
- 海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもが、集団生活に適応できるよう計画的な指導内容や指導方法を工夫するとともに、その内容や方法を情報提供し、共有します。

### 3. 小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の充実

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方を実践・研究し、公開保育や情報交換会等を通じて、その成果や課題を情報提供し、共有します。
- 私立の幼稚園や保育所（園）、認定こども園等が小学校との連携や接続を円滑に行えるよう、カリキュラムの作成や実施に向けた支援などコーディネーターとしての役割を担います。

### 4. 地域における子育て支援の拠点機能の拡充

- 地域の子育て家庭に遊びの場や保護者の交流の場を提供するとともに、幼稚園教諭や保育士の専門性をいかして、保護者からの日々の子育てに関する相談や専門機関への紹介を必要とする相談などの子育て相談に応じます。
- 私立の幼稚園や保育園、認定こども園等と地域で子育て支援に取り組んでいる民生委員・児童委員等関係者や保健所、子ども家庭支援センター等の関係機関とをつなげるコーディネーターとしての役割を担います。
- 地域で自主的に活動している子育てサロン等に遊具の貸し出しや保育技術の提供を行い、地域における子育て力の向上を図ります。

### 5. 幼児教育・保育の機会均等の確保

- 幼児教育・保育施設が十分でない地域においては、市立の施設がその役割を担います。



# 第5章 市立幼稚園と市立保育所の将来構想の方針

## 1 市立幼稚園と市立保育所の再編成の方針

我が国の就学前児童の教育・保育体制は、所管省庁が文部科学省である幼稚園と厚生労働省である保育所が並存しており、対象児童の年齢や施設、人員配置の基準等が異なるという二元体制となっています。しかしながら、本来、保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、同じ歳の子どもは同じ内容の幼児教育・保育を受けられることが望ましいとの考えなどから、幼稚園と保育所を一元化しようとする「幼保一元化」が提唱されてきました。

こうした中、少子化の進行をはじめ、家庭や地域を取り巻く環境の急速な変化に伴い、就学前の子どもの教育及び保育に対する保護者ニーズが多様なものとなってきたことにかんがみ、平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」が制定され、「幼保一体化」が進められてきました。

さらに、平成27年4月から新制度がスタートし、幼保連携型認定こども園を中心とした認定こども園制度の改善が図られたところです。

本市においても、少子化の進行や市立幼稚園における園児数の減少、女性の就業率の上昇など、幼児教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する中、望ましい集団活動が行える規模を確保しながら、子どもの「生きる力」の基礎をはぐくむ教育・保育の実践と、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められています。

こうしたことから、今後、市立幼稚園と市立保育所は、幼稚園及び保育所の枠組みに捉われず、地域における幼児教育・保育の拠点施設として担う役割を効果的に果たすため、「すくすく大分っ子プラン」に定める地区公民館区域を基本単位とし、各区域に原則として1カ所の幼保連携型認定こども園等の市立認定こども園として整備を進めていきます。

### （1）市立幼保連携型認定こども園の将来構想

市立幼稚園の休園・統廃合基準に基づき、整理統合した後の市立幼稚園と、市立保育所との再編を進め将来的に市立幼保連携型認定こども園として設置します。

また、地域の施設配置状況等を勘案する中で、市立幼稚園の整理統合を経ずに、幼稚園と保育所の再編により設置することも検討します。

なお、再編の過程においては、状況により幼稚園型認定こども園や保育所型認定こども園の形態も考えられます。

#### ①設置の効果

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで、保護者の就労の状況にかかわらず利用することができる施設であるとともに、幼児教育・保育を一体的に提供できることから、地域における幼児教育・保育の拠点施設として、第4章2「公的施設（市立幼稚園・保育所）の今後の役割」で示した5つの役割を果たすうえにおいても最も効果的な形態です。

【P.35 資料3参照】

## ②受け入れる児童と保育の提供内容等

- ア. 1号認定子ども（3歳児～5歳児）を対象とした幼児教育の提供（3年制保育の導入）
- イ. 2号認定子ども（3歳児～5歳児）を対象とした幼児教育と保育の提供
- ウ. 3号認定子ども（0歳児～2歳児）を対象とした保育の提供
- エ. 在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）と延長保育の実施
- オ. 未就園児を対象とした一時預かり事業の実施
- カ. 子育て相談や親子の集いの場などの地域における子育て支援活動の実施

## （2）過渡期における市立保育所の取扱い

市立保育所においては、女性の就業率の上昇や潜在的な保育ニーズの掘り起こしなどを背景に保育需要は増加傾向にあり、平成30年4月の定員に対する入所率は110.0%と高い状況にあります。

また、施設については、全体の約6割が築30年を経過するなど老朽化が進んでおり、今後、建て替えや大規模改修等が必要です。

こうした中、昨今の高い保育ニーズを踏まえ、当面は現状の保育所としての機能を維持することを基本とし、施設の老朽化や周辺の市立幼稚園の状況を踏まえ、必要に応じて、市立幼稚園との統合を検討します。

### ①現在の高い保育需要をかんがみ、当面は現状の市立保育所としての機能を維持

### ②市立保育所の周辺の市立幼稚園の整理統合や施設の老朽化による大規模改修等の状況を踏まえ、必要に応じて、市立幼稚園との統合等の検討

## （3）過渡期における市立幼稚園の取扱い

市立幼稚園においては、園児数の減少が続いています。とりわけ、ここ数年は対前年比で毎年10%前後のマイナスとなっており、一部の園では、園児数が一桁となるなど、望ましい集団規模のもとでの保育が行いにくい状況となっています。

また、園舎についても、全体の約7割が築30年を経過しており、今後、建て替えや大規模改修等が必要です。

こうした状況を踏まえ、新たな休園・統廃合基準を策定して整理統合を進めていく必要があると考えています。また、園舎の老朽化に伴う建て替えや大規模改修の時期にあわせて整理統合することも考えられます。

過渡期における整理統合後の市立幼稚園については、望ましい集団活動ができる園児数と必要な教員の確保が進むとともに、エリアにおける幼児教育の振興に向けた中心施設としての役割を担っていきます。

また、教員の配置を厚くすることで、各地区公民館区域に最低1カ所の多年制（2年制又は3年制）保育実施園の導入拡大を図るとともに、在園児の一時預かり事業の導入についても検討していきます。

### ①市立幼稚園の整理統合を図るための新たな休園・統廃合基準の策定

### ②整理統合後の市立幼稚園では、認定こども園への移行を見据えて多年制保育の拡大及び一時預かり事業の検討

# 市立幼稚園・保育所の将来構想について

少子化の進行や市立幼稚園における園児数の減少、女性の就業率の上昇など、幼児教育・保育を取り巻く環境が大きく変化する中、望ましい集団活動が行える規模を確保しながら、子どもの生きる力の基礎をたくわえる教育・保育の実践と、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスの提供が求められている。

こうしたことから、今後、市立幼稚園・保育所は、地域における幼児教育・保育の拠点施設として担う役割を効果的に果たすため、すくすく大分っ子プランに定める地区公民館区域を基本単位として、各区域に原則として一カ所の市立幼保連携型認定こども園として整備を進める。

現在

過渡期

将来形（めざす姿）

各地区公民館エリアにおける市立幼稚園の拠点化の推進

市立幼保連携型認定こども園設置

## 市立保育所



- ・女性の社会進出や潜在的な保育ニーズの掘り起こしなどを背景に需要は増加傾向
- ・近年、定員を超えた受入の実施
- ・施設全体の約6割が築30年を経過するなど老朽化が進んでおり、今後建替えや大規模改修が必要

## 市立の幼稚園と保育所の再編の検討

### 【市立保育所の整理統合等の考え方】

- ・昨今の高い保育ニーズを踏まえ、当面は現状のまま存続
- ・施設の老朽化や周辺の市立幼稚園の状況、将来的な児童の減少などの状況により、必要に応じて市立幼稚園との統合等を検討する。

## 市立幼稚園



- ・園児数の減少が続いており、ここ数年は対前年比で毎年10%前後のマイナスとなっている。
- ・一部の市立幼稚園では、園児数がひと桁となり、園児にとって望ましい集団規模のもとでの保育が行いにくい状況
- ・施設全体の約7割が築30年を経過しており、今後建替えや大規模改修が必要

## 整理統合後の市立幼稚園 (幼保一元化に向けた過渡的形態)



- ・望ましい集団活動ができる規模(園児・教員)の確保
- ・エリアにおける幼児教育振興に向けた拠点施設としての役割を担う
- ・多年制保育(※)の導入(各地区公民館区域に最低1つ)
- ・多年制保育実施園における幼稚園型一時預かり事業導入の検討
- (※)2年制保育を基本とし、必要に応じて3年制保育を検討

一定の基準のもとでの市立幼稚園の整理統合

### 【整理統合の方法】

- (1)「休園・統廃合基準」を制定し、基準に従い整理統合を行う
- (2)園舎の老朽化に伴う建替えや大規模改修時期に合わせて整理統合を行う。

市立の幼稚園と保育所の再編

地域の施設配置状況等を勘案し、必要に応じて直接市立保育所との再編を検討する

## 市立幼保連携型認定こども園



- ・各地区公民館区域における、幼児教育・保育の拠点施設として、区域に原則一カ所の市立幼保連携型認定こども園を設置。
- ・幼児教育・保育の実践・研究に取り組み、その成果を私立幼稚園・保育所等に提供し、実施に向けた支援をするなど、地域における公的施設としての担うべき役割を果たす。
- 幼児教育・保育の質の向上と人材の育成
- 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実
- 小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の充実
- 地域における子育て支援の拠点機能の拡充
- 幼児教育・保育の機会均等の確保
- ・1号の多年制保育(3年制)を導入
- ・幼稚園型及び一般型の一時預かり事業を導入

※幼稚園型一時預かり事業とは、1号認定の在園児が、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に家庭での保育が困難となる場合、園で預かる事業をいう。また、一般型とは、主として、保育園、幼稚園等に通っていない乳幼児を、一時的に家庭で保育できない場合、保育園等で預かる事業をいう。

## 2 望ましい集団活動ができる規模

幼稚園教育において、人とかかわる力をはぐくむにあたり、集団による遊びの楽しさを味わうことや、同年代の友だちとのかかわりの中で、折り合いを付けるといった体験を通じて、主体性や社会的態度を身につけていくことが大切です。

近年、家庭や地域において、幼児が兄弟姉妹や近隣の幼児とかわる機会が減少していることを踏まえると、幼稚園において、一定規模の集団の中で群れ遊びや互いに切磋琢磨するなど、友だちとかわり様々な体験を重ねる中で育まれる協同性や規範意識、向上心の芽生えなど、生きる力の基礎を培うことの意義は大きいと考えています。

また、幼児の発達状況に応じたきめ細かな教育・保育を提供するとともに、一定規模の集団を形成し、子ども同士が相互に影響しあい、一人ひとりの子どもが発達にそった必要な経験が得られる環境を整えることも必要です。

このため、市立幼稚園の整理統合にあたっては、子どもたちにとって望ましい集団規模で活動ができる環境をつくることを最優先とする必要があります。

### (1) 幼稚園教育のねらい

幼児期は、生活の中で自発的・主体的に環境とかわりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期です。

学校教育法において、幼稚園における教育は、発達の側面から、心身の健康に関する領域、人とのかわりに関する領域、身近な環境とのかわりに関する領域、言葉の獲得に関する領域、感性と表現に関する領域の5つの領域として示され目標を達成するように行われるものとされています。

#### ●学校教育法に規定する『人とのかわりに関する領域「人間関係」』の目標

集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家庭や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。(学校教育法第23条第2号)

#### ●幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準を定めた新幼稚園教育要領(平成30年度施行)

幼稚園の特性と幼稚園教育の役割、人間関係に係るねらいからみる一定の集団規模の重要性



### 〈序章〉 幼児期の特性と幼稚園教育の役割 ～ 2. 幼稚園の生活～

幼稚園において、幼児は多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。

そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていくのである。

特に近年、家庭や地域において幼児が兄弟姉妹や近隣の幼児と関わる機会が減少していることを踏まえると、幼稚園において、同年齢や異年齢の幼児同士が相互に関わり合い、生活することの意義は大きい。

(中略)

こうして、幼児は様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていくのである。

### 〈第2章〉 人とのかかわりに関する領域「人間関係」に係るねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

出典：文部科学省中央説明会資料



## 一定の集団規模が必要

### (2) 一定の集団規模の考え方

#### ①国の考え方

##### ア. 幼稚園設置基準（文部科学省令）

- 1学級の幼児数・・・**35人以下を原則**とする。(第3条)

※年齢に応じた学級編製の基準の規定なし。

- 幼稚園設置基準は幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。(第2条)

## イ. 平成 23 年度文部科学省委託事業「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」

(平成 24 年 3 月 社団法人全国幼児教育研究協会)

出典：文部科学省ホームページ「社団法人全国幼児教育研究協会 研究概要」

### ○実地調査及び意識調査からの考察

一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うためには、1 学級に、3 歳児でも 20 人前後、4・5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切だと考えられているとすることができる。

### ○教員が望む 1 学級の幼児数<sup>(※)</sup>

発達の段階を考慮すれば、3 歳児は基本的な生活習慣を個々に身に付けることがまず優先される。また、4・5 歳児は友達関係が徐々に広がり、集団を形成して生活ができるようになっていく。

こうした発達の課程を考慮すれば、3 歳児は 20 人以下、4・5 歳児は 20 人以上、中でも 5 歳児は 25 人以上が望ましいということであろう。

※(社団)全国幼児教育研究協会による全国の幼稚園教員を対象としたアンケート調査より

## ②中核市の考え方

中核市における一定の集団規模の考え方が整理されている都市の状況を調査したところ、市立幼稚園を設置している中核市 32 市のうち、奈良市をはじめ 6 市で園児数の適正規模の考え方が示されていました。

これら 6 市に共通していた点は、一定の集団規模の中で子どもが遊んだり、生活することのできる教育環境を整えるために、年齢別の 1 学級あたりの適正規模の人数を定めて、幼稚園教育における効果を高めようとしています。

中でも、奈良市や富山市においては、1 学級の下限人数を 15 人と定め、それ以下となった場合は休園等の措置を行っています。

### 【適正規模の考え方が示されている中核市】

富山市、奈良市、大津市、西宮市、姫路市、下関市

### 【中核市における適正規模の主な考え方】

ア. 1 学級の当たりの適正規模を 3 歳児は 20 人以下、4・5 歳児は 30 人から 35 人以下。

イ. 各年齢に複数学級が編制する。

ウ. 1 学級の下限人数を 15 人とする。

### ③大分市の考え方

#### ア. 市立幼稚園の規模別に見る保育活動及び園運営の効果と課題

市立幼稚園の園児数による、教育・保育活動や園の運営面での効果と課題は次のように考えます。

	効 果	課 題
園児数が 少人数の 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもや保護者一人ひとりに丁寧に関わることができる。</li> <li>○教員が園児の発達や動きを的確に把握することができる。</li> <li>○子どもの状況に応じて、その日の保育活動が柔軟に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団における様々な体験や、多くの友だちと関わる体験の機会が限られる。(人間関係の固定化)</li> <li>○教員主導の保育になることがある。</li> <li>○活動内容の選択の幅が狭くなる。</li> <li>○子ども同士の協同性を培うことが難しくなる。</li> <li>○他の教員からのアドバイスが得にくくなる。</li> </ul>
上記以外 の園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な他者との出会いがあり、互いに刺激しあいながら、十分に関わり合い、学び合える機会がある。</li> <li>○複数のグループの編制ができ、力関係が固定化せず共に育ち合う関係作りができる。</li> <li>○複数の教員で子どもを見ることができるため、様々な角度から子どもに対して支援することができる。また、保護者からの相談等に複数の教員が応じることができ、対応の幅が広がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全管理に配慮する範囲が広がる。</li> </ul>

#### イ. 本市が考える望ましい集団活動ができる規模

幼稚園教育における望ましい集団規模については、国の設置基準である1学級あたりの人数である35人以下を踏まえるとともに、市立幼稚園を設置している中核市の状況を参考とし、本市の実践上の効果を考慮して、年齢による違いはあるが、1学級あたりの適正規模として、15人～30人が望ましいと考えます。

さらに、本市では学級編制に係る運用基準により、1学級の定員を30人とし、31人の申込みがあった際は2学級設置していること、グループ活動が堅実に行える目安の人数として5人程度の小グループを3つ以上作り集団保育の教育的効果を高めること、効率的な園運営の観点などを勘案し、学級編制基準の下限を15人とします。

### 3 市立幼稚園の整理統合の方針

市立幼稚園については、子どもたちにとって望ましい集団活動ができる規模を最優先に考慮する中で、一定の基準のもとで整理統合に取り組みます。

#### ●市立幼稚園の休園・統廃合基準

基準	内 容	例示（解説）
基準1 （原則）	学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、3年連続14人以下となる場合（2年制の場合は、4歳児の入園児数が14人以下となる場合）は、翌年4月から統廃合とする。（2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない。）	【2018（平成30）、2019、2020年度の学級編制基準日（入園式の日）の入園児数がいずれも14人以下の場合】 2021年4月に統廃合とする。
基準2	基準1にかかわらず、学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、2年連続9人以下となる場合（2年制の場合は、4歳児の入園児数が9人以下となる場合）は、翌年4月から統廃合とする。（2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない。）	【2018（平成30）、2019年度の学級編制基準日（入園式の日）の入園児数がいずれも9人以下の場合】 2020年4月に統廃合とする。
基準3	基準1及び2にかかわらず、新年度の園児募集終了時点（11月中旬）において、4人以下の出願者数となる場合（2年制の場合は、4歳児の出願者数が4人以下となる場合）は、翌年4月より休園とし（2年制の場合は、4歳児学級を休園する。）、当該年度末をもって統廃合とする。（休園後の募集は行わない。） ただし、園児を募集した年度の学級編制基準日（入園式の日）の園児数が15人以上（2年制の場合は、4歳児の園児数が15人以上）である場合は、休園した年度に翌年度の園児募集を行うこととする。 その出願者数が5人以上の場合は、休園した年度から起算して、基準1又は基準2を適用し、出願者数が4人以下の場合は、当該年度末をもって統廃合とする。	
例外	基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断する。 ----- 各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討する。	佐賀関幼稚園、野津原幼稚園等地区公民館区域に市立幼稚園が1園の場合、園児数に関わらず、地域の実情を勘案して総合的に判断する。

※当該統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日（入園式の日）から適用する。

※この基準の適用に当たり、平成29年度の暫定的な措置により平成30年度を休園した園については、基準3にかかわらず、平成31年度の園児募集を行うものとする。



### 【休園・統廃合基準のポイント】

- ①本市が考える子どもにとって望ましい集団活動ができる規模である1学級あたり15人～30人と、学級編制基準の下限を15人としたことを踏まえた基準である。
- ②学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が14人以下となる場合は、その人数に応じて、段階的に休園、統廃合を行っていく。
  - ・出願者数が0人～4人の場合は、翌年4月に休園し、翌々年4月に統廃合する。  
ただし、園児を募集した年度の学級編制基準日（入園式の日）の園児数が15人以上である場合は、休園した年度に翌年度の園児募集を行う。その出願者数が5人以上の場合は、休園した年度から起算して、基準1又は基準2を適用し、出願者数が4人以下の場合は、当該年度末をもって統廃合とする。
  - ・入園児数が5人～9人の場合が2年連続続くと翌年4月に統廃合する。
  - ・入園児数が10人～14人の場合が3年連続続くと翌年4月に統廃合する。
  - ・例外1として、基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断する。
  - ・例外2として、各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討する。
- ③休園・統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日（入園式の日）から適用する。ただし、暫定的な措置により平成30年度を休園した園については、基準3にかかわらず、平成31年度の園児募集は行うものとする。

## 用語解説

ページ	用語	解説
3 ページ	合計特殊出生率	合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
3 ページ	人口置換水準	人口置換水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標である。人口置換水準に見合う合計特殊出生率は、女性の死亡率等によって変動するので一概にはいえないが、日本における平成 27 年の値は 2.07 である。なお、人口置換水準は、国立社会保障・人口問題研究所で算出している。
7 ページ	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設である。また、子育て支援の場が用意されており、施設に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加ができる。
7 ページ	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援新制度とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいう。新制度は、幼児期の質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び地域における子育て支援を総合的に推進することを目的としている。
12 ページ	すくすく大分っ子プラン	平成 27 年度から 5 年間の計画期間とし、大分市子ども条例及び子ども・子育て支援法に基づいた子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画である。
18 ページ	幼稚園教育要領	各幼稚園が幼稚園教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を幼児の心身の発達に応じ、保育時間との関連において総合的に組織した教育計画である教育課程を編成する際の基準を示すものである。
19 ページ	特別支援教育	知的・情緒・肢体不自由などの障がいだけでなく、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥／多動性障がい)、高機能自閉症なども含めて、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うことである。
19 ページ	保育所保育指針	各保育所(園)が保育の目的や目標を達成するために、子どもの健康及び安全を確保しつつ、子どもの一日の生活や発達過程を見通して、保育の内容を組織的・計画的に構成し保育を実施する際の拠るべき基本事項を定めたものである。
20 ページ	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	各幼保連携型認定こども園が教育及び保育を一体的に提供するため、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画を作成、実施する上での基本的事項を定めたもの。
20 ページ	医療的ケアの必要な子ども	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

## 資料 1

### 大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市における幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方について、幅広い分野からの意見を聴くため、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 本市の幼児教育の振興に関すること。
- (2) 市立幼稚園及び保育所の今後の在り方に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園関係者
- (3) 保育所関係者
- (4) 認定こども園関係者
- (5) 小学校校長
- (6) 市の職員
- (7) その他委員会の設置の目的を達成するために市長が必要と認める者

#### (参画依頼等の期間)

第4条 参画依頼又は任命の期間は、第2条の規定による報告の日までとする。

#### (委員の責務)

第5条 委員は、職務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第8条 委員（第3条第2項第6号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子どもすこやか部大分市福祉事務所子ども企画課において処理するものとし、必要に応じて子どもすこやか部大分市福祉事務所子育て支援課及び保育・幼児教育課並びに教育委員会事務局教育部教育総務課、学校教育課及び学校施設課がその補佐を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

資料 2

大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所在り方検討委員会 委員名簿

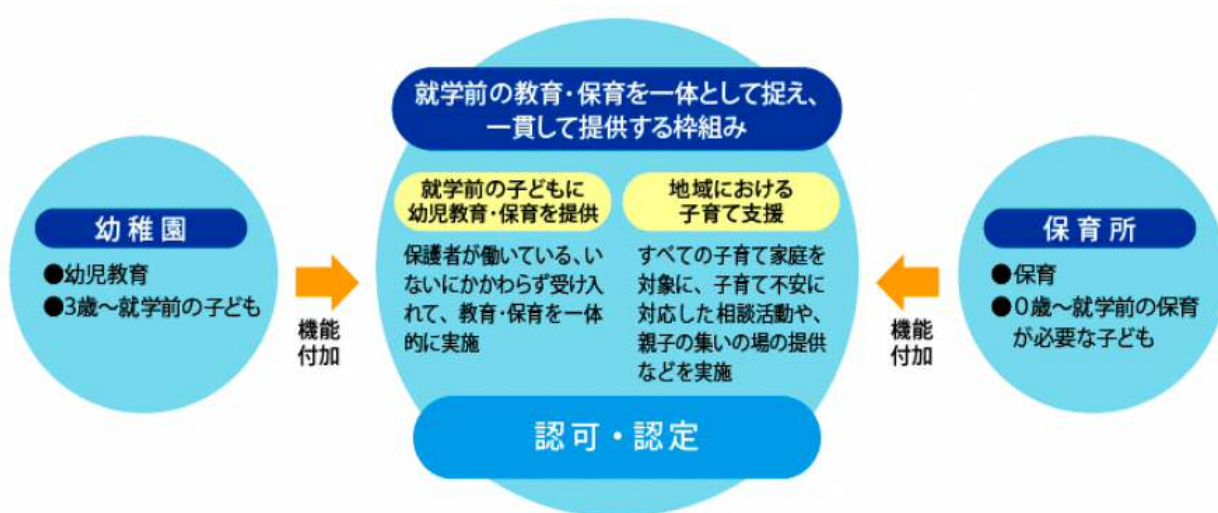
役 職	氏 名	所属等
委員長	仲嶺 まり子	別府大学短期大学部学長
副委員長	別木 達彦	大分大学大学院教育学研究科教授
	越智 芳子	別府発達医療センター 児童発達支援センターひばり園園長
	梅村 優子	大分市小学校長会
	大津 康司	大分市私立幼稚園連合会会長
	秦 昭二	大分市保育協会会長
	渕野 二三世	大分県認定こども園連合会副会長
	姫野 美都子 (秋篠 京子)	大分市公立幼稚園会代表者
	堤 香代子 (阿南 妃佐美)	大分市公立保育所所長代表者
	小柳 義明	大分市自治委員連絡協議会幹事
	尾田 美弥 (吉賀 梢)	大分市公立幼稚園 P T A 連合会常任委員
	廣瀬 菜美子	大分市私立幼稚園 P T A 連合会代表者
	中島 江理	大分市公立保育所保護者代表者
	伊東 史子	市民代表
	新名 香織	市民代表
	増田 真由美	大分市教育部長
	小畑 裕之 (江藤 郁)	大分市福祉保健部長
	重石 多鶴子	大分市子どもすこやか部長

( ) は前任

## 認定こども園の概要

### (1) 特徴

- 幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設で、小学校就学前の子どもに、幼児期の教育（幼稚園の役割）と保育（保育所の役割）を一体的に提供する。
- 保護者が働いているかどうかにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変わっても通い慣れた園を継続して利用できる。
- 園児以外にも対象として、相談活動や親子の集いの場など、地域における子育て支援を行う。



(内閣府HPから引用)

### (2) 認定こども園の類型

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがある。

類型	特徴
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

## 大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針

平成 30 年（2018 年）7 月

発行 大分市子どもすこやか部子ども企画課

住所 大分市荷揚町 2 番 31 号

電話 (097) 574-6516

FAX (097) 536-6268